

茨城県報

第281号

平成3年9月30日

月曜日

目次

告 示

●青少年に有害な興行の指定(県民生活課).....	1	ページ
●道路の供用の開始(3件)(道路維持課).....	2	
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(ダム砂防課).....	3	
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	4	
●土地改良事業の適当決定(2件)(土地改良事務所).....	4	
●土地改良事業の認可(").....	5	

公 告

●平成3年度製菓衛生師試験の実施(環境衛生課).....	5
●大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業振興課).....	7
●都市計画案の縦覧(6件)(都市計画課).....	8
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	13

告 示

茨城県告示第1080号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成3年9月30日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	種類	題名	配給社名
168	映画	デルタ・コネクション 金髪オナドール	ニューセレクト
169	"	〔短篇予告〕 ジュシー・バスト 乱熟桃乳娘	"
170	"	オルガ・パーティー2 性触交愛	"
171	"	〔新日本映像ニュース〕 巨乳未亡人 一ゆすり泣き一	新日本映像
172	"	巨乳未亡人 一ゆすり泣き一	"
173	"	愛人生活 ただれた肉欲	新東宝映画
174	"	〔短篇予告〕 ユニフォーム・マニア 濡れすぎる女たち	ニューセレクト

175	映 画	〔新日本映像ニュース〕 異常性愛 OLパイプ責め	新日本映像
176	〃	異常性愛 OLパイプ責め	〃
177	〃	変態暴行 甘い絶叫！！	新東宝映画
178	〃	ト パ ー ズ	シネセゾン系
179	〃	スーパーランジェリー OL乱行	大蔵映画
180	〃	ジュシー・バスト 乱熟桃乳娘	ニューセレクト
181	〃	〔短篇予告〕 アネット・ヘブン 白いドレスの女の奥	〃
182	〃	濡れた奥の奥まで	大蔵映画
183	〃	ユニフォーム・マニア 濡れすぎる女たち	ニューセレクト
184	〃	灼熱のレジェンド	〃
185	〃	勇者たちの傷痕	〃
186	〃	〔新日本映像ニュース〕 巨乳・くらいつく	新日本映像
187	〃	巨乳・くらいつく	〃
188	〃	若妻不倫責め	大蔵映画

~~~~~

茨城県告示第1081号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成3年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年9月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市磯部町1023番地から  
常陸太田市山下町514番1まで
- 3 供用開始の期日 平成3年9月30日

~~~~~

茨城県告示第1082号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成3年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年9月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 瓜連馬渡線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町菅谷字杉原663番1地先から
勝田市高野字富士山1777番14地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 3 年 10 月 1 日

~~~~~

**茨城県告示第1083号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成3年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 常陸海浜公園線
- 2 供用開始の区間 那珂湊市阿字ヶ浦町字千駄切552番24地先から  
勝田市長砂字渚163番18地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 3 年 10 月 3 日

~~~~~

茨城県告示第1084号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区 域 の 名 称 白銀町東急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土 地 の 範 囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号まで順次結んだ線、及び標柱6号から市道2068線北側境界線に沿って標柱7号まで結んだ線、及び標柱7号から標柱1号までを結んだ線に囲まれた区域。

市 郡 名	町 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
日 立	白 銀 町	—	404 市道2078号線	①	境界線上の点
”	”	—	385	②	
”	”	—	385	③	

日 立	白 銀 町	—	409	④	
”	” ”	—	409	⑤	
”	”	—	423 市道2068号線	⑥	境界線上の点
”	”	—	422 市道2068号線	⑦	”

茨城県告示第1085号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成3年9月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 神 栖 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画公園事業
2・2・110 五郎台東児童公園
- 3 事業施行期間
平成3年9月30日から平成4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鹿島郡神栖町大字深芝字五郎台地内
 - (2) 使用の部分
なし

茨城県告示第1086号

結城市大字山川新宿401番地後上米造ほか7名から平成3年6月27日付けで認可申請のあった風侶下地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成3年7月30日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年9月30日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

- 1 縦覧に供する書類
風侶下地区土地改良事業共同施行規約の写し

風侶下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 3 年 10 月 1 日から平成 3 年 10 月 25 日まで

3 縦 覧 の 場 所

結 城 市 役 所

茨城県告示第1087号

石下町から平成 3 年 4 月 24 日付けで認可申請のあった小保川地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 2 第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 3 年 8 月 30 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

小保川地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 3 年 10 月 1 日から平成 3 年 10 月 25 日まで

3 縦 覧 の 場 所

石 下 町 役 場

茨城県告示第1088号

平成 3 年 6 月 27 日付けで鉾田町から認可申請のあった当間地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 3 年 9 月 9 日認可した。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

公 告

●平成 3 年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法 (昭和 41 年法律第 115 号) 第 4 条の規定により製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、茨城県製菓衛生師法施行細則 (昭和 42 年茨城県規則第 29 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき公示する。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受験願書の受付日時

平成 3 年 10 月 21 日 (月)

午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

2 受験願書の受付場所

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県衛生部環境衛生課

(注意) 受験願書及び添付書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送による受験申込みは受理しない。

3 試験日時及び試験会場

(1) 試験日時

平成 3 年 11 月 6 日 (水) 午前 10 時から正午まで

(2) 試験会場

水戸市笠原町 9 9 3-2

茨城県水戸保健所

4 受験資格

受験資格は、次のいずれか一つに該当する者。

- (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 47 条に規定する者であって、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者。
- (2) 学校教育法第 47 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事した者。
- (3) 製菓衛生師法施行の際 (昭和 41 年 12 月 26 日) 現に菓子製造業に従事している者 (学校教育法第 47 条に規定する者を除く。) であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において 3 年を超えている者又は同法の施行の日後 3 年を超えるに至った者。

なお、国民学校令 (昭和 16 年勅令第 148 号) による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則 (昭和 41 年厚生省令第 45 号) 付則第 2 項の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、前各号の規定の適用については、学校教育法第 47 条に規定する者とみなす。

5 提出書類

- (1) 受験願書 (茨城県製菓衛生師法施行細則様式第 1 号) 1 部
- (2) 最終卒業学校の卒業証明書又は卒業証書の写し (製菓衛生師法付則第 2 項及び同法施行規則付則第 2 項第 6 号の規定の適用を受ける者を除く。) 1 部
なお、卒業証書の写しを提出する場合は原本を持参すること。
- (3) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書 (受験願書提出前 3 月以内に作成されたもの。) 1 部
- (4) 写真 (受験願書提出前 3 月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向で、たて 5 cm、よこ 4 cm のもの。) 1 葉

6 受験手数料

茨城県収入証紙 6,500 円相当額を受験願書の所定の欄にはり付けること。(所定欄にはり切れないときは、裏面記入心得欄にはること。収入証紙に消印しないこと。)

7 試験科目

試験は、次の科目について行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

8 その他

- (1) 受験願書の用紙は、茨城県衛生部環境衛生課において交付する。
- (2) 受験に関する照会、用紙等の請求をする場合は、あて先明記の返信用封筒角型 3 号 (週刊誌大) に 120 円切手をはったものと、「製菓衛生師受験願書送れ」と書いたメモを同封すること。
- (3) 受験願書を提出する際には、必ず印鑑を持参すること。
- (4) 合格発表は、茨城県庁内衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。

~~~~~  
●大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和 48 年法律第 109 号) 第 3 条第 2 項の公示は、その効力を失ったので、同法第 3 条第 5 項の規定により、公示する。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

石 井 亘

2 建物の名称及び所在地

カスミストアー 荒川沖東店  
~~~~~

●都市計画案の縦覧

下妻都市計画道路を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・1号 高道祖・長塚線

追加する部分

下妻市大字高道祖字西原、字相ノ田、字原、字塔ノ下、字水深、字飯島、字木の地、字鏡池、字鏡ヶ池・大字比毛字中坪、字西坪、字前畑、字中道、字中道南、字大道、字大道下、字中道北、字高木・大字堀籠字東万丁の各一部

3・4・13号 南原・平川戸線

追加する部分

下妻市大字南原字南原・大字半谷字三道地山、字三道地山東、字閉居山、字中荒久、字新田、字堀中・大字大木字海老浮、字稲荷山・大字福田字東賀美田、字前原、字西賀美田・大字大宝字中塚ノ下、字北塚ノ下、字釜ヶ塚、字中塚、字八幡・大字平沼字忠左エ門新田岩山下用水外・大字北大宝字松通、字釜ヶ塚・大字平川戸字口ノ町、字五反田、字柿ノ口の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 下妻市役所

3 縦覧期間

平成 3 年 9 月 30 日から平成 3 年 10 月 14 日まで

~~~~~

岩井・境都市計画道路を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**1 都市計画を変更する土地の区域**

変更する土地区域



3・4・4 辺田上出島線

岩井市大字鶴戸字檜木並の一部

追加する土地区域

3・4・4 辺田上出島線

岩井市大字鶴戸字かのう, 字原, 字千入久保の各一部

大字岩井字吾妻の一部

大字上出島字南原台山, 字南原, 字下原の各一部

3・3・23 大口上出島線

岩井市大字大口字中浜, 字浅間下, 字離山下, 字離山, 字香取前, 字吹上, 字安白, 字加房木, 字鴻巣里の各一部

大字猫実新田字宮沼, 字小津入の各一部

大字猫実字与坂, 字粟ノ巣, 字北林, 字大久保の各一部

大字神田山字原, 字向原の各一部

大字幸田字南開, 字中山, 字並松の各一部

大字馬立字南の台, 字中の台, 字窪, 字砂, 字原, 字竹ノ下, 字松葉, 字西の各一部

大字岩井字宮内下, 字柿木下, 字羽繩, 字三角, 字早内前, 字屋敷前, 字屋敷付, 字勢至脇, 字早内西, 字早内西脇, 字寺ノ下, 字大道, 字薬師前, 字薬師下, 字薬師堂山, 字妙光寺後, 字甚十郎東脇, 字甚右エ門東脇, 字浅間後, 字屋敷, 字甚右エ門後, 字笹久保, 字長右エ門元屋敷, 字上岩井, 字屋敷後, 字庚申塚, 字駒跣前, 字雨沼, 字大久保の各一部

大字上出島字南原台山, 字南原, 字谷津, 字鶴戸沼, 字提内の各一部

3・4・24 猫実大口線

岩井市大字猫実新田字宮沼, 字小津入の各一部

大字猫実字与坂, 字宮東, 字寺前の各一部

大字大口字宮東, 字加房木の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 岩井市役所

3 縦覧期間

平成3年9月30日から平成3年10月14日まで



水海道都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画を変更する土地の区域

### 変更する土地の区域

#### 3・3・1 谷和原・三坂線

水海道市中山町字根田の一部

” 相野谷町字四谷東，字長張の各一部

#### 3・5・6 細代停車場美妻橋線

水海道市小山戸町字下宿，字海道西，字中道南，字天王脇，字重平前，字天王門の各一部

### 追加する土地の区域

#### 3・3・16 相野谷細野線

水海道市豊岡町字古新田（丁），字細野（丁），字原山（丙），字柚ノ木（丙），字三本松（丙），字柚木（丙），字三本松（丁），字後田（乙），字大門通（甲），字大門（甲），字東大門通（甲），字丸田（甲）の各一部

” 羽生町字前原，字権現下の各一部

” 小山戸町字諏訪前，字天神下，字横町前南，字中道北，字海道西，字重平前，字茅場，字北久保，字南久保，字ソリメの各一部

” 相野谷町字上坪，字海道東，字四谷前，字四谷東，字四谷の各一部

” 中山町字山浦，字大尖の各一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 水海道市役所

## 3 縦 覧 期 間

平成 3 年 9 月 30 日から平成 3 年 10 月 14 日まで

~~~~~

土浦・阿見都市計画道路を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

3・4・43号 常名・虫掛線

土浦市大字常名字西並木，字清水上，字西谷頭，字西谷津，字神明，字檜木，字北西原，
字中西原，字南西原，字羽黒後，字西原，字羽黒，字上白畑，字白畑，字
ハンゾウ，字亀下後の各一部

〃 大字虫掛字北二又，字塚田，字新田後，字新田前，字上谷原，字待池下，字東の各
一部

3・5・46 真鍋・並木線

土浦市真鍋5丁目，真鍋6丁目の各一部

〃 大字常名字東大塚，字西大塚，字野岸，字清水上，字片並木南側，字清水ノ上，字
西並木の各一部

〃 並木1丁目，並木3丁目の各一部

変更する部分

3・3・11 荒川沖・木田余線

稲敷郡阿見町荒川沖鶉野の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 土浦市役所，阿見町役場

3 縦 覧 期 間

平成 3 年 9 月 30 日から平成 3 年 10 月 14 日まで



研究学園都市計画道路を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

3・3・33号 寺具・北条線

つくば市大字池田字堂ノ前、字古屋敷、字久保田、字鍛冶屋敷、字鍛冶屋堀、字屋敷前、

字寺西、字地藏堂、字坪尻、字夏張、字折本、字沼の各一部

〃 大字磯部字原地、字吉原、字西原、字大出井、字峰田、字中溝、字宮地の各一部

〃 大字明石字北原の一部

〃 大字高野原新田字高野原の一部

〃 大字作谷字五参耕地、四耕地、式耕地、二耕地、壱耕地の各一部

〃 大字寺具字五参耕地、字西原、字中台、字南台、字細久保、字参耕地、字中西、

字南地の各一部

3・2・1号 学園東大通線

つくば市大字田中字渋田、字五反田、字東田、字宮ノ下の各一部

〃 大字池田字下川、字香取東の各一部

〃 大字磯部字龍ノ尾の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) つくば市役所

3 縦 覧 期 間

平成 3 年 9 月 30 日から平成 3 年 10 月 14 日まで

土浦・阿見都市計画公園を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

6・5・001 土浦市常名運動公園

土浦市大字常名字南西原, 字中谷津, 字中谷ツ, 字弁天下, 字山川, 字弁才天, 字トウカ,
字とうか, 字池端, 字弁才天下, 字姥神後, 字神明, 字大和田, 字稲荷谷,
字いなり谷, 字アミダクボ, 字常名池上の全部

” ” 字中西原, 字西原, 字北西原, 字西谷頭, 字西谷津, 字西谷ツ, 字東谷頭,
字東谷津, 字東谷ツ, 字羽黒, 字檜木, 字阿弥陀久保, 字常名原の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 土浦市役所

3 縦覧期間

平成 3 年 9 月 30 日から平成 3 年 10 月 14 日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 3 年 9 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩間町大字安居字下平 3 1 2 1 番 2, 3 1 2 3 番 2, 同番 4, 同番 6, 同番 2 1, 同番 2 2, 同番 2 3, 同番 2 4, 3 1 2 8 番 1, 同番 2, 3 1 2 9 番 1, 同番 2, 3 1 3 0 番 2, 3 1 3 1 番, 3 1 3 3 番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 7

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 1 0 番 1 号

日綜産業株式会社

代表取締役 小 野 辰 雄

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)